

青森県報

第八百八十七号

令和七年

三月十二日

(水曜日)

目次

規則

○青森県公文書センター規則の一部を改正する規則……………(総務文書課) ……一
○青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(鉄道対策課) ……一

告示

○青森県県政情報センター規程の一部を改正する規程……………(総務文書課) ……二
○社会福祉士及び介護福祉士法による研修機関の登録……………(福祉課) ……二
○保安林の指定予定……………(林政課) ……二
○右 同……………(同) ……二
○道路の区域の変更……………(道路課) ……三
○道路の供用の開始……………(同) ……三

公告

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
○右 同……………(同) ……四
○右 同……………(三八地域) ……四
○右 同……………(同) ……四
○右 同……………(西北地域) ……五
○右 同……………(西北地域) ……五
○右 同……………(上北地域) ……五

規則

青森県公文書センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三号

青森県公文書センター規則の一部を改正する規則

青森県公文書センター規則(平成二十五年十二月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「午後五時十五分」を「午後五時」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百三十四号

青森県県政情報センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県県政情報センター規程の一部を改正する規程

青森県県政情報センター規程（平成二十一年三月青森県告示第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「午後五時十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

青森県告示第百三十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十一条第二項の規定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行う者の登録をしたので、同法附則第二十四条第一号の規定により公示する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日
0111000	令和六・二・三	株式会社 アイツティー	八戸市尻内 町矢沢五四の二	アイツティー@ 介護アカデミー	八戸市尻内 町矢沢五四の二	令和七・一・一

青森県告示第百三十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡田子町大字遠瀬字館一四の二、二二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百三十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字貝守字蜂ヶ崎四四の一・一一七の一（以上二筆について次の図

に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林

政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年四月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				後	前			
1	国 道	三三三九号	東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋二八から 東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋二八まで	八・五八メートルから 八・八九メートルまで	七・七九メートルから 八・八九メートルまで	六・一一メートル	六・一一メートル	

青森県告示第百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年四月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日

国道三三三九号	東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋二八から 東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋二八まで	令和七・三・三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 澤頭建築
- 二 氏名 澤頭弘
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字片岡一の一の四一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第一四五二二号
- 五 取消年月日 令和六年十二月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年十一月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社機電サービス
- 二 代表者の氏名 福井豪
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字金浜字稲田六七の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一〇〇七三四号
- 五 取消年月日 令和六年十二月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年十二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社木村技建工業
- 二 代表者の氏名 木村良博
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野七〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一二七四一号
- 五 取消年月日 令和七年一月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年十二月十二日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社伊藤建設工業
二 代表者の氏名 大山進

三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目一の三二

四 許可番号 青森県知事許可(特―五)第八九〇〇号

五 取消年月日 令和六年十二月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社西塚建設工業

二 代表者の氏名 西塚義美

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字斗賀字沼田五の七

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第一一六二六号

五 取消年月日 令和七年一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体

工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社成辰建築

二 代表者の氏名 成田辰雄

三 主たる営業所の所在地 つがる市富范町莊野五九

四 許可番号 青森県知事許可(般―五)第一六五三六号

五 取消年月日 令和七年一月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年三月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社田中鉄筋工業

二 代表者の氏名 田中緒人

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字押込一〇七
四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一五三六七号
五 取消年月日 令和六年十二月二十三日
六 取消しに係る建設業の許可
鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
令和六年十一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当す
る。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭